



平成31年度庄原市 保育所等入所申込のしおり

(子ども・子育て支援制度 1号認定用)



この案内には、子ども・子育て支援制度に基づく認定こども園（教育利用）の認定・利用に関する手続きや必要な書類等について記載していますので、内容をよく読んで、申請してください。

もくじ

1 利用にあたって……………	P2
2 認定申請、利用申込み方法……………	P2
3 認定申請、利用申込みに必要な書類……………	P2
4 利用手続きの流れ……………	P3
5 保育料と納付方法……………	P4
6 入所後の届出と注意事項……………	P5
7 保育所等一覧表……………	P6



1. 利用にあたって

認定こども園（教育利用）の利用を希望する場合は、庄原市から支給認定（1号認定）を受ける必要があります。支給認定の申請書に基づき、庄原市が申請書を受けた日から30日以内に支給認定証を交付します。支給認定の内容については次の表のとおりです。

※平成31年4月利用開始の場合は、支給認定事務が集中し審査等に日数を要するため、平成31年2月頃までに認定書を交付します。

実施年齢	保育の必要性	支給認定区分			利用できる施設・事業
3～5 歳	保育の必要なし	1 号 認定	教育 認定	教育標準時間 (4 時間)	・ 認定こども園（教育利用） ・ 幼稚園（庄原市には現在、新制度に移行した幼稚園はありません）
3～5 歳	保育の必要あり	2 号 認定	保育 認定	保育標準時間 (11 時間)	・ 認可保育所 ・ 認定こども園（保育利用） ・ 小規模保育事業
				保育短時間 (8 時間)	
0～2 歳		3 号 認定		保育標準時間 (11 時間)	・ 認可保育所 ・ 認定こども園（保育利用） ・ 地域型保育事業（地域枠）等
		保育短時間 (8 時間)			

2. 認定申請、利用申込みについて

利用を希望する場合は、まず利用したい認定こども園（教育利用）に連絡していただき、利用の内諾を得たのち、「施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書 兼 保育所等利用申請書」を記入し、利用の内諾を得た認定こども園へ提出してください。申請書は、認定こども園を通じて庄原市へ提出されます。

《申し込みに必要な書類について》

① 施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定書 兼 保育所等利用申請書

② その他

「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（マイナンバー法）」により、支給認定申請書に個人番号を記入していただく必要があります。また、提出する際に「本人確認」と「番号確認」を行いますので、次のものをご用意ください。

《個人番号の利用目的》

マイナンバー法の施行に伴い、次の利用目的に掲げる事務において、個人番号が必要になります。
なお、提供いただいた個人番号は当該事務を処理するために必要な範囲を超えて取り扱うことはいたしません。

子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業実施に関する事務

- ・ 資料の提供等の求めに関する事務（保育料算定に係る収入調査 等）
- ・ 支給認定に関する事務

《提出時に用意していただくもの》

■申請者本人が窓口で提出される場合

- ・ 本人の「個人番号カード」または「通知書カードと写真つき公的身分証明書（運転免許証等）」
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は2種類

■代理人が窓口で提出される場合

- ・ 委任状※「支給認定申請書 兼 利用申請書」の委任状に署名・押印
- ・ 代理人の写真付き公的身分証明書（運転免許証等）
写真付き公的身分証明書でない身分証明書の場合は2種類

3. 利用手続きの流れ

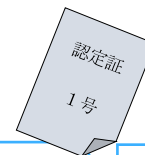
1 認定こども園に直接利用申込みをします。

2 認定こども園から入園の内定を受けます。

3 認定こども園を通じて利用のための認定を申請します。

4 認定こども園を通じて市町村から認定証が交付されます。

5 認定こども園と契約をします。



4. 保育料と納付方法について

《保育料について》

保育料は、世帯にかかる市民税額、支給認定区分、きょうだいの状況等によって庄原市が設定した負担区分に応じて決定します。

保育料の決定方法	保育料は幼稚園、認定こども園と同じ計算方法で決定します。	
	年齢区分	年齢は4月1日時点の児童の満年齢で区分をします。年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分は変わりません。
	階層区分	保育料は、お子さんの扶養義務者のうち、同一生計の父母(世帯状況によって祖父母等も含みます)の市民税額の合計額によって決定します。 4月～8月分は前年度の市民税額に基づく保育料、9月～3月分は当年度の市民税額に基づく保育料となります。
	第1子	母子・父子等の世帯で第2階層は無料、第3階層は減額します。
	第2子及び第3子以降	第2子の保育料は半額です。ただし、母子・父子等の世帯で3階層に該当する場合は無料です。 第2子の2階層、第3子以降の保育料は無料です。

※庄原市が決定した保育料とは別に認定こども園が設定する料金がある場合がありますので、利用契約を結ぶ際に、よくご確認ください。

《平成31年度保育所使用料基準額表》【1号認定】

階層区分	世帯の課税額 市民税額		保育料（月額：円）		
			第1子	第2子（半額）	第3子以降
1	生活保護世帯		0	0	無料
2	非課税世帯		3,000 (0)	0	
3	77,101	円未満	10,100 (3,000)	5,050 (0)	
4	211,201	円未満	20,500	10,250	
5	211,201	円以上	25,700	12,850	

※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当割額控除及び株式等譲渡所得割額控除の適用はありません。

※（ ）内の使用料について

- ①母子及び父子ならびに寡婦福祉法による母子世帯または父子世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている者、
または特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金の支給を受けている者を有する世帯
- ③生活保護法による要保護者など、特に生活に困窮していると市長が認めた世帯

※婚姻暦のないひとり親家庭で一定の条件を満たす場合は、寡婦（夫）控除のみなし適用により保育料が軽減されることがあります。事前に手続きが必要です。

※ 国の制度改正により、保育料が変更になる場合があります。

《保育料の決定通知について》

保育料決定通知書を次の時期に認定こども園を通じて交付します。

4月～8月分 → 4月中旬

9月～3月分 → 9月中旬

※年度途中入所者については、随時、認定こども園を通じて交付します。

《保育料の納付先と納付方法》

保育料の納付先は、認定こども園です。

納付方法は認定こども園へお問い合わせください。

6. 入所後の届出と注意事項

《退所について》

退所する場合は、「退所届」を認定こども園へ提出してください。

《長期休所について》

児童の病気などやむを得ない事由により、継続して15日以上休所する場合は、「休所届」を認定こども園へ提出してください。

なお、継続して1ヶ月以上休所をしたときは、1月単位として保育料を半額減免します。

《家庭状況等の変更がある場合》

次の変更がある場合は、早急に認定こども園、児童福祉課 または 各支所担当室 へ届出が必要です。

①住所の変更

②家族構成（婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等）の変更

《給食について》

3歳未満児については、主食・副食・おやつ、3歳以上には副食・おやつの給食を行っています。

【除去食について】

食物アレルギーによる除去食が必要な場合は、医師の意見書を添付のうえ、除去食の申込みを行ってください。申込書は、児童福祉課、各支所担当室及び認定こども園にあります。

7. 庄原市保育所・認定こども園・地域型保育事業所 一覧

【保育所】

(平成30年11月現在)

地域	施設名	区分	所在地 電話番号	平日・土曜日 開所時間	延長保育 時間	定員(人)	受入年齢
庄原	庄原	市立 (指定管理)	三日市町24 0824-72-0317	7:30~18:30	~19:30	200	6ヶ月~
	高	市立 (公営)	高町2075-6 0824-72-2277	7:30~18:30		45	1歳~
	峰田	市立 (公営)	春田町13-2 0824-78-2814	7:30~18:30		45	1歳~
	敷信みのり	市立 (指定管理)	板橋町2243 0824-72-0828	7:30~18:30	~19:30	126	6ヶ月~
	三日市	市立 (指定管理)	上原町1844-16 0824-72-3917	7:30~18:30	~19:30	80	6ヶ月~
	七塚	市立 (公営)	田原町10-7 0824-74-1039	7:30~18:30		45	1歳~
	山内	市立 (公営)	山内町774-3 0824-74-0400	7:30~18:30		45	1歳~
	庄原北	市立 (指定管理)	川北町19-6 0824-72-2800	7:30~18:30	~19:30	75	6ヶ月~
	永末	市立 (公営・へき地 保育所)	永末町37-1 0824-72-3517	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~13:00		35	3歳~
西城	西城	市立 (公営)	西城町大佐753-2 0824-82-2931	7:30~18:30		120	6ヶ月~
東城	東城	市立 (指定管理)	東城町川東1343 08477-2-2070	7:30~18:30	~19:30	170	6ヶ月~
	田森	市立 (公営)	東城町栗田1707-3 08477-2-3674	7:30~18:30		35	1歳~
口和	みどり園	市立 (公営)	口和町湯木83-1 0824-87-2646	7:30~18:30		60	6ヶ月~
	聖慈	私立	口和町大月463-1 0824-87-2624	7:30~18:30		20	6ヶ月~
高野	高野	市立 (指定管理)	高野町新市1289 0824-86-2027	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~
比和	比和	市立 (公営)	比和町比和535-1 0824-85-2608	7:30~18:30		60	6ヶ月~
総領	総領	市立 (指定管理)	総領町下領家71 0824-88-2701	7:30~18:30	~19:30	60	6ヶ月~

【幼保連携型認定こども園】

東城	小奴可こども園	私立	東城町小奴可 2530-1	2号・3号認定(保育認定) 平日 7:20~18:20 土曜日 7:20~17:30	~18:50	70	3ヶ月~
			08477-5-0031	1号認定(教育認定) 8:30~14:00		10	3歳~

【地域型保育事業】※

庄原	光寿保育園	事業所内保育 (地域枠)	尾引町263-2 0824-74-0530	平日 7:30~18:30 土曜日 7:30~18:30	~19:30	5	6ヶ月~2歳
	タンネの森		西本町2-8-11 080-6268-0606	7:30~18:30	~19:00	5	6ヶ月~2歳
東城	ぼんぼこ山 保育園	小規模保育	東城町森149-2 08477-4-0501	7:30~18:30		12	6ヶ月~

■市立保育所の申込人数が10人に満たない場合、休所となる場合があります。

■小奴可こども園に1号認定(教育認定)での入所を希望される場合は、直接小奴可こども園へお問い合わせください。

■※事業所内保育事業所の入所を希望される方は、事前に事業所へ受け入れ状況を確認のうえ、申込みをしてください。



☆保育所入所についてのお問い合わせ☆

庄原市役所 生活福祉部 児童福祉課 児童福祉係 TEL0824-73-1192

西城支所 地域振興室 0824-82-2202

高野支所 地域振興室 0824-86-2115

東城支所 市民生活室 08477-2-5131

比和支所 地域振興室 0824-85-3001

口和支所 地域振興室 0824-87-2112

総領支所 地域振興室 0824-88-3063